宇和島市

第1版

|  |
| --- |
| 中小企業振興資金融資制度のご案内 |

　宇和島市では、中小企業者の健全な育成と振興を図るため融資制度を実施しています。完済後、要綱で定められた交付要件を満たしている場合、愛媛県信用保証協会信用保証料および貸付利子の補助制度を利用することができます。

**１　対象者**

　　中小企業者等のうち、

①　市内に住所又は事業所を有する個人　　②　市内に事業所を有する法人

**２　融資条件**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 融資限度額 | 利率 | 資金使途・返済期間 | 保証料率 |
| 500万円 | １.5０%  （令和6年6月11日現在） | 運転資金・設備資金  5年  （据置期間3か月以内） | 0.45%～1.66% |

　　　　　令和７年４月1０日現在の長期プライムレートは年2.05％のため、本融資適用利率は年1.75％です。

**３　取扱い金融機関**

　　伊予銀行・愛媛銀行・宇和島信用金庫・香川銀行・四国銀行・高知銀行・えひめ南農業協同組合

**4　申込先**

宇和島商工会議所・吉田三間商工会・津島町商工会・各取扱い金融機関

**５　宇和島市中小企業振興資金融資制度補助金**

融資完済後、要綱で定められた交付要件を満たしている場合は、愛媛県信用保証協会信用保証料及び貸付利子を補給する補助制度が利用できます。

　　新型コロナウイルスにより様々な影響を受けている中小企業者の経営基盤を下支えするため、一

定期間について補助上限の引き上げ、補助対象要件の一部緩和の措置があります。

（1）補助金

　　　補助金は、信用保険料と利子を合わせて1.85％以内で、予算の範囲において交付します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 通常 | | 令和２年４月１日から令和３年３月３１日までに借り入れたもの | |
| 1.85%以内 | うち信用保証料分  0.85%以内 | 2.66%以内 | うち信用保証料分  1.66％以内 |
| うち貸付利子分  1.0%以内 | うち貸付利子分  1.0%以内 |

（2）補助対象要件の緩和

|  |  |
| --- | --- |
| 通常 | 令和２年３月２日から令和３年３月３１日 |
| 借入当初の返済条件を変更した場合は、補助金を交付しない。 | 上記期間に、借入当初の返済条件を変更した場合は、補助金を交付する。 |

【問い合わせ先】　宇和島市役所商工観光課　商工係

電　話　0895－49－7080　ＦＡＸ　0895－25－4907

メール　shoko2@city.uwajima.lg.jp